

第3回政策調整会議結果報告

- 1 日 時 平成22年6月4日(金) 9時00分～12時45分
14時45分～16時00分
- 2 場 所 役場2階 審議室
- 3 出席者
《構成員》田浦副町長、田中総務課長、岡崎保健福祉課長、
北向建設水道課長、服部教育振興課長、中田町民生活課長
《説明者》保健福祉課福祉対策班 坂弥主幹、浦島主査
《庶務》総務課企画財政班 北川主幹、新井主任
- 4 内 容
 - 1 障がい者地域福祉支援事業の見直しについて
[担当から資料により説明]
日中一時支援事業
(1)支給量の見直し
 - ・利用上限日数を月3日から月5日に拡大
(1日4時間利用で0.25日とし、4時間利用だと、月20日利用できる)
 - ・長期休暇(夏冬休み)加算として各8日を加算。移動支援事業
(1)支給量の見直し
 - ・社会生活、余暇等の利用区分の撤廃
 - ・利用上限時間を10時間+15時間から30時間に拡大(2)グループ支援型の実施
(3)「身体介護あり」定義の設定
(4)利用時間及び移動距離の制限
 - ・利用時間を8:00～18:00とする。
 - ・移動距離を片道100kmまでの範囲で1回の移動距離を250kmまでとする利用者負担
(1)利用者負担の軽減
 - ・負担率を10%から5%に軽減。
 - ・負担上限月額を生活保護世帯は0円、非課税世帯1,500円とする。その他の課題
(1)サービス利用時の送迎に係る利用者の実費負担の公的負担
[協議意見]

日中一時支援事業

(1) 支給量の見直し

- ・ 4月から、新たな施設で事業が開始されたため、その利用実態も考慮した見直しが必要である。

移動支援事業

- ・ 他の制度との整合性が必要

利用者負担

その他の課題

- ・ 他の障がい福祉サービスも含め、利用者等の実態ニーズにあわせたサービスについて、今後の検討が必要。

[総括]

日中一時支援事業

(1) 支給量の見直し

- ・ 担当案のとおり改正することとするが、これからも利用実態にあったサービス内容になるように常に改正していくこと。

移動支援事業

(1) 支給量の見直し

- ・ 担当案のとおり改正することとする。

(2) グループ支援型の実施

(3) 「身体介護あり」定義の設定

(4) 利用時間及び移動距離の制限

- ・ 他の制度との整合性をとりながら、担当で決めて改正すること。

利用者負担

(1) 利用者負担の軽減

- ・ 担当案のとおり改正することとする。

その他の課題

- ・ 障がい福祉サービス全体で、法改正や利用者等の実態ニーズに即したサービスについて今後も検討を行う。